

人の世に熱あれ、人間に光あれ

～水平社宣言から100周年～

水平社宣言には、被差別部落の人々のみならず、全ての人があらゆる差別を受けることなく、一人の人間として尊重される社会の実現を願う思いが込められています。これは、水平社宣言の普遍的価値

SDGsにも通じる 水平社宣言の理念

1922（大正11）年3月3日、京都市にある岡崎公会堂に部落差別に苦しむ人々が全国各地から集まり、差別からの解放、人間としての自由、平等の権利を自らの手で取り戻そうと、全国水平社が創立されました。その創立大会で読み上げられた宣言が水平社宣言です。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」は水平社宣言の結びの言葉で、中学校の教科書にも掲載されるなど、有名な一節です。

水平社宣言とは

日本の人権宣言といわれる「水平社宣言」が発表されて、ことしで100周年を迎えました。

2020（令和2）年に本市が実施した人権に関する市民の意識調査では、「実際に部落差別について見聞きしたことがあるか」という質問に対し、48.6%が「ある」と回答し、さらに、「それはどのような内容か」という質問には、結婚差

部落差別の現状と課題

その理念は、基本的人権の尊重を掲げた日本国憲法や、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会をめざすSDGsにも通じるものです。国内では、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催やSDGsへの関心の高まりを通じて、「お互いが多様性を尊重し、共に生きていく」という考え方が浸透してきました。しかし、世界に目を向けると、ロシアによるウクライナへの侵襲など、戦争・紛争等が世界各地で起きている現状があり、「人権尊重」を当たり前のこととして続けることの難しさを改めて思い知らされます。

「部落差別をなくする運動」

強調旬間事業

入場無料
手話通訳あり

講演会 1 人の世に熱と光を ～水平社創立の思想に学ぶ～

講師 ▶ 駒井 忠之さん（水平社博物館館長）
日時 ▶ 7月6日（水）14時から
場所 ▶ 県民文化ホール グリーン（本町4-3-30）
定員 ▶ 250人

※事前申し込みが必要です。参加希望者は申し込みフォームまたは市コールセンター（☎822-8111）に、電話で。



講演会 2 熱と光をたぐり寄せる ～「私たち」の社会をつくるために～

講師 ▶ 三木 幸美さん（公益財団法人とよなか国際交流協会職員）
日時 ▶ 7月13日（水）13時半から
場所 ▶ 春野弘岡中市民会館（春野町弘岡中134-1）

※事前申し込み不要。



別、同和地区や同和地区出身者への誤解や偏見に関する回答が多く挙げられました。また、近年ではインターネット上での差別的な情報の書き込み等も発生しています。このように、部落差別は今もなお存在しており、情報化の進展に伴う新たな問題も生じています。2016（平成28）年に施行された「部落差別解消推進法」では、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題であることが明

示されています。誤解や偏見によって差別が継承されることのないよう、今一度、同和問題への理解を深めるとともに、誤解や偏見をうのみにせず、差別を生み出す社会を変えていく必要があります。市では、水平社宣言に込められた当時の人々の思いをひもとき、差別解消の展望について考える講演会を開催します。多くの方のご参加をお待ちしています。

新型コロナウイルス対策に関するお知らせ

※6月8日現在の情報です。

ワクチン接種に関するお知らせ

新型コロナウイルスワクチンコールセンター
☎0120-920-737（受付時間 9時～17時）

▶ 4回目のワクチン接種を開始しました

対象	接種券の発送	予約方法
60歳以上の方	3回目接種から5カ月経過する方に対して順次接種券を郵送しています。接種券が届いた方から、4回目の予約ができます。	予約方法は1～3回目と同じです。ウェブまたは新型コロナワクチンコールセンターでの電話予約をお願いします。
18～59歳で 基礎疾患等がある方	4回目のワクチン接種を希望する方は、①地域保健課HP内専用フォームから申し込むか②申告書を印刷し、郵送または直接提出してください。 〈提出先〉 〒780-8571 本町5-1-45 本庁舎3階 地域保健課 ※予防接種法では、接種の対象となる方は「接種を受けるよう努めなければならない」という規定があります。4回目のワクチン接種では、18～59歳で基礎疾患等がある方は、その対象外とされているため、接種を希望する方に申告していただき、接種券をお送りしています。	

▶ 1～3回目のワクチン接種も引き続き実施しています

- ファイザー社ワクチンおよび武田/モデルナ社ワクチンの3回目接種までの間隔は、2回目接種後、6カ月から5カ月に短縮されました。5カ月経過する方には順次接種券を発送しています。
- 武田社製のノババックスワクチンが接種可能となりました。最新の状況は、地域保健課HPをご確認ください。
- 接種回数によって、接種可能なワクチンの種類や接種間隔が異なります。詳しくは地域保健課HPをご確認いただくか、新型コロナワクチンコールセンターにお問い合わせください。



武田/モデルナ社ワクチンの接種を積極的にご検討ください

国から市に供給されるファイザー社ワクチンは全体の2割程度しかありません。12～17歳の方の3回目接種はファイザー社ワクチンしか認められていないため、一定量を確保しておく必要があります。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

市民の皆さんへのお知らせ

▶ 令和4年度住民税が新たに非課税となる世帯等に臨時特別給付金を支給します

※本給付金は、令和3年度住民税非課税世帯または家計急変世帯として受給済みの世帯に再度支給されるものではありません。

支給対象

基準日（令和4年6月1日）時点で、世帯全員の令和4年度住民税が非課税である世帯

- ※生活保護世帯も対象です。
- ※世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等になっている場合は対象外です。

手続き方法

新たに対象となる世帯には、6月末ごろから順次確認書を発送予定です。内容を確認後、必要事項を記入し、ご返送ください。なお、令和3年12月11日以降に高知市に転入された方等で、他市町村で本給付金を受給していない、令和4年度住民税非課税世帯に該当される方は、お問い合わせください。

支給金額 1世帯当たり 10万円

令和4年1月以降に新型コロナウイルスの影響により収入が減少し、家計急変があった世帯の申請も受け付けています。詳しくは、非課税世帯等臨時特別給付課HPをご覧ください。



詳しくは、
非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター
☎050-3644-9007
※受付時間は8時半～17時15分（土・日・祝日を除く）